

令和7年度 第1回 徳島県森林審議会

と き 令和7年12月17日(水)
10時から
ところ 徳島グランヴィリオホテル
1階 グランヴィリオホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 会長の選任について

(2) 諮問案件

吉野川地域森林計画及び

那賀・海部川地域森林計画の変更計画案について

(3) 報告事項

① 徳島県豊かな森林を守る条例の実施状況について

② 開発行為の規制について

③ 徳島県県産材利用促進条例における取組状況について

④ 「徳島県森林クラウドシステム」の構築状況について

(4) その他

4 閉 会

徳島県森林審議会 委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
いけべ ゆかこ 池辺 友香子	建築士(いけべ建築設計室代表)	
おぐら のりあき 小椋 昇明	徳島県森林組合連合会 代表理事専務	
かげにし よしてる 蔭西 義輝	公益財団法人徳島経済研究所上席研究員	
かなざわ ゆうか 金沢 悠香	木頭森林組合職員	
ながせ みつひろ 長瀬 光宏	徳島県木材協同組合連合会 副理事長	
のがみ たけのり 野上 武典	徳島県町村会 副会長(勝浦町長)	
やまむら まさおみ 山村 正臣	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	
わだ ゆか 和田 由佳	イラストレーター・デザイナー(さかなやデザイン代表)	

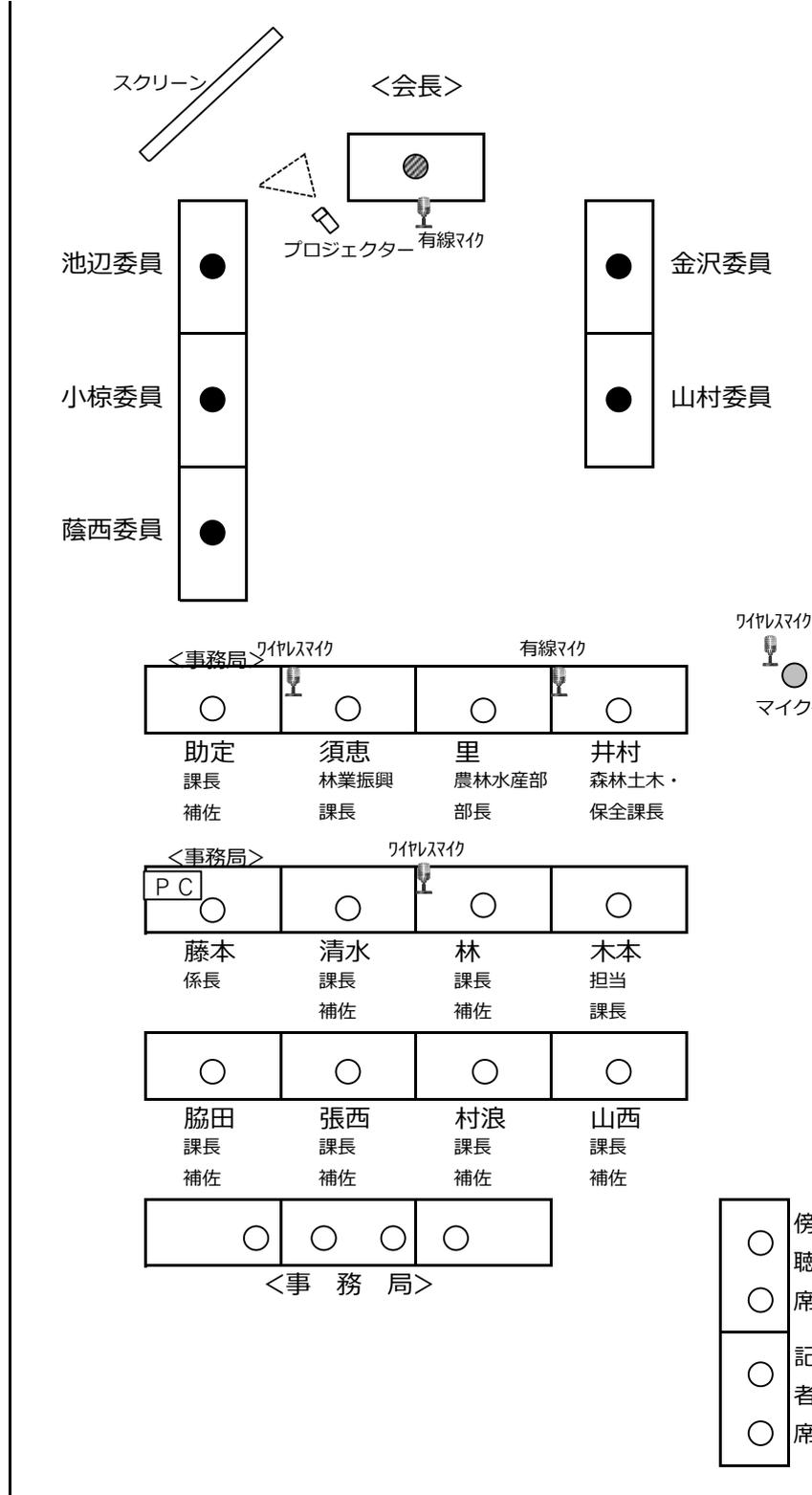
(敬称略・50音順)

令和7年度 第1回 徳島県森林審議会 配席図

日時： 令和7年12月17日（水） 10:00

場所： 徳島グランヴィリオホテル

1F グランヴィリオホール



受付

※受付後、答申案作成作業用のスペースとして使用

森林審議会根拠法令

【森林法】（昭和26年法律第249号）抜粋

第5章 森林審議会

（設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第69条 削除

（組織）

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第72条 削除

（政令への委任）

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

【森林法施行令】（昭和26年政令第276号）抜すい

（都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

【徳島県附属機関の委員の定数を定める条例】

（平成26年3月20日徳島県条例第六号）抜粋

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関のうち、次の表の上欄に掲げる附属機関の委員の定数は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

附属機関

名称：徳島県森林審議会

設置根拠となる法律：森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項

定数：8人以内

徳島県森林審議会会議規則

(招集)

第1条 徳島県森林審議会（以下「審議会」という。）は会長が招集する。

2 委員の過半数が書面で会議に附すべき事項を示して招集を求めたときは、会長は審議会を招集しなければならない。

(附議事項の通知)

第2条 会長は審議会を招集するときは、あらかじめ会議に附すべき事項を委員に通知しなければならない。

(定足数)

第3条 審議会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議長)

第4条 会長は会議の議長となり議事を整理する。

(動議の制限)

第5条 動議は、出席委員の過半数の同意がなければ議案として審議することはできない。

(議決の方法)

第6条 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 議長は議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び審議会の定める2人以上の出席委員が署名しなければならない。

(報告)

第8条 会長は審議会の決議事項の要旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は農林水産部林業振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めのない事項については、会長の定めるところによる。



林第796号
令和7年12月4日

徳島県森林審議会 会長 殿

徳島県知事 後藤田 正純



地域森林計画変更計画案について（諮問）

このことについて、森林法(昭和26年法律第249号)第6条第3項の規定により、
下記の案件を諮問します。

記

1. 森林法第5条第5項の規定に基づく地域森林計画変更計画案について
 - (1) 吉野川地域森林計画変更計画案
 - (2) 那賀・海部川地域森林計画変更計画案